

院内感染対策の指針

患者様に安全で快適な医療環境を提供する必要性から、感染予防と感染制御の対策に取り組むための基本的な考え方等を定める。

第1条 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染防止に留意し、感染発生の際にはその原因を速やかに特定、制圧、終息を図ることは重要であるため、院内感染防止対策を職員が把握し指針に則った医療が提供できるように取り組む。

第2条 病院感染対策のための委員会組織に関する基本的事項

感染制御のため、「感染対策委員会」を設置する。委員として、院長、看護師、視能訓練士、事務より構成する。

委員会は毎月1回定期的に開催して、緊急時には臨時に同委員会を開催する。

- (1)院内感染対策指針及び感染対策マニュアルの作成、見直し
- (2)院内感染対策に関する資料収集と職員への周知
- (3)職員研修の企画
- (4)感染症発生時、速やかに発生原因究明、改善策立案、実施のため全職員への周知徹底を図る
- (5)患者の疑問、不安等の把握
- (6)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて対応

第3条 院内感染対策のための病院職員研修に関する基本方針

職員の感染対策に対する意識向上のため、感染対策に関する研修を年2回開催する。

第4条 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染発生の予防、蔓延防止を図るため、法令に定められた感染症の届出及び院内の感染症や耐性菌動向等を確認し、委員会で検討、現場へフィードバックを行う。

第5条 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- (1)感染対策委員会は、速やかに初期対応、発生原因を特定し、改善策を検討実施するため全職員へ周知徹底を図る
- (2)集団院内感染が発生した場合は、その状況及び患者への対応を院長に報告する
- (3)緊急を要する感染症で深刻な場合は、院長が中心となり緊急対策を講じる

第6条 患者様の指針の閲覧に関する基本事項

この指針は、患者様に感染対策への理解と協力を得るため院内掲示を行い積極的な閲覧の推進に努める。

第7条 院内感染対策の推進に必要な基本方針

院内感染対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を整備し、職員への周知徹底を図る。マニュアルは適時見直しを行う。